

認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議部会開催要綱

平成 29 年 5 月 24 日

保健福祉局総務部長・高齢福祉部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議開催要綱（平成 29 年 3 月 29 日決定）第 6 条の規定に基づき、部会の開催に関し必要な事項について定める。

(部会)

第 2 条 認知症の人にやさしいまちづくりに係る事項についてより詳細な検討を行うため、次の部会を開催する。

- (1) 事故救済制度に関する専門部会
- (2) 認知症初期集中支援事業運営関連部会
- (3) 認知症の診断に関する専門部会

2 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事故救済制度に関する専門部会
ア 事故救済制度に関すること。
- (2) 認知症初期集中支援事業運営関連部会
ア 認知症の早期介入や認知症初期集中支援事業の運営や評価等に関すること。
- (3) 認知症の診断に関する専門部会
ア 認知症の診断基準や診断方法等に関すること。

3 部会に属すべき委員は、15 人以内とする。

4 委員がやむを得ない事情により有識者会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

5 委員の任期は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 部会に部会長を置き、部会長は、委員の中から保健福祉局長が指名する。

7 部会長は、会の進行をつかさどる。

8 保健福祉局長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(部会の公開)

第 3 条 部会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 部会を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれる

と認められる場合

- 2 部会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

（施行細目の委任）

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、部会の開催に必要な事項は、主管部長が定める。

附 則（平成 29 年 5 月 24 日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 18 日から施行する。